

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次
ページ

告 示

○一般競争入札（物品の購入）の実施	（情報政策課）	四一
○産業廃棄物処理施設の変更に係る許可申請書の内容の概要等	（廃棄物対策課）	四二
○特定非営利活動法人設立の認証の申請	（生活振興課）	四三
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	（生活振興課）	四四
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項（変更）の届出の一部訂正	（地域産業課）	四四
○土地改良法による道管換地計画の決定	（農地調整課）	四五
○国土調査の成果の認証	（農地調整課）	四五
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（土地改良指導課）	四五
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定	（土地改良指導課）	四五
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可	（土地改良指導課）	四五
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可	（土地改良指導課）	四五
○土地改良区連合の役員の就任の届出	（土地改良指導課）	四六
○道管土地改良事業変更計画の決定	（土地改良指導課）	四六
○家畜伝染病の発生	（酪農畜産課）	四六
○知事権限に係る保安林の指定	（治山課）	四六
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	（治山課）	四七
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行事務の完了	（道路計画課）	四八
○道路の区域の決定	（道路整備課）	四八
○道路の区域の変更	（道路整備課）	四九
○道路の供用の開始（二件）	（道路整備課）	四九
○道路の区域の変更及び供用の開始（二件）	（道路整備課）	四九
○道路の区域の変更及び供用の開始の一部改正	（道路整備課）	五〇
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等	（河川課）	五〇
○公有水面の埋立ての免許の出願	（砂防災害課）	五〇
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	（砂防災害課）	五二

○都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の事業計画の変更
(都市環境課)

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了（二件）

道教育庁上川教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

道選挙管理委員会告示

○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正

○選挙人名簿に登録されている者の総数の五十分の一及び三分の一の数

道公安委員会告示

○風営適化法施行条例第四条第一項の規定に基づく営業時間の特例の日の指定

道警察本部告示

○一般競争入札に係る資格に関する公示

○一般競争入札の実施に関する公告

石狩後志海区漁業調整委員会指示

○いかなじ・おきあみ漁業委員会指示

釧路十勝海区漁業調整委員会指示

○けがにの採捕禁止

告 示

北海道告示第2075号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年12月14日

1 入札に付する事項
北海道知事 堀 達 也

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するサーバーラック 19台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成14年2月8日（金）

(4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

第 三 二 三 号

報 告 書

北 道 道 道

3	(3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
	条件付一般競争入札参加資格の審査
	(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
	ア 申請の時期 平成13年12月14日から20日まで
	イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ	申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
	北海道総合企画部情報政策課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 226
4	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
	契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
5	北海道総合企画部情報政策課
	入札執行の場所及び日時
(1)	入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
	道庁別館 11階共用会議室
(2)	入 札 日 時 平成13年12月25日（火）午前11時
	(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4)	開 札 日 時 (2)に同じ。
	(6) 入 札 保 証 金
(1)	入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
	(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147号から第150号までの定めるところによる。
7	入札説明書の交付に関する事項
	(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
(2)	北海道総合企画部情報政策課
	交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8	郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。
	9 落 札 者 の 決 定 方 法
10	財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
	10 契約書作成の要否
11	そ の 他
	(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2)	入札金額に係る消費税等の取扱い
	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ	落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出すること。
	(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア	名 称 北海道総合企画部情報政策課
	イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号	011 - 231 - 4111 内線 23 - 226
	(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(5)	詳細は、入札説明書による。
	(6) この入札の執行は、公開する。
北海道告示第2076号	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の4第1項の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請があった。
なお、産業廃棄物処理施設変更許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。	
	平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第2077号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成13年11月1日
(2) 特定非営利活動法人の名称 ジョイフルスキークラブ
(3) 代表者の氏名 佐藤 鐵雄
(4) 主たる事務所の所在地 北海道小樽市最上1丁目10番7号
(5) 定款に記載された目的 この法人は、スキー愛好者に対して、安全で楽しい

スキー指導を行うとともに、高齢化社会に対応したスキー指導法の研鑽と実践を通し、中高齢者の健康の保持、増進を図り、生涯スポーツとしてのスキーの普及に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成13年11月12日
(2) 特定非営利活動法人の名称 石狩国際交流協会
(3) 代表者の氏名 稲見 研二
(4) 主たる事務所の所在地 北海道石狩市花畔2条1丁目9番地1
(5) 定款に記載された目的 この法人は、会員の連携により、地域に根ざした国際交流を推進し、市民レベルの相互理解と友好親善を通じて地域の活性化及び、国際化に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成13年11月20日
(2) 特定非営利活動法人の名称 介護サービススのぼん
(3) 代表者の氏名 牧野 恭子
(4) 主たる事務所の所在地 北海道士別市東4条1丁目19番地
(5) 定款に記載された目的 この法人は、誰もがどんな状態になっても、住み慣れた地域でその人らしく過ごせ、笑顔でやさざとゆとりある暮らしができるよう、様々な介護支援をすることにより、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

- 1 申請の概要
(1) 申請年月日 平成13年11月22日
(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名） 滝川市新町6丁目3番20号
空和興産株式会社 代表取締役 藤井 謙和
(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所 雨竜郡雨竜町字恵岱別207番地299
(4) 産業廃棄物処理施設の種類の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第5号（廃油の焼却施設）、第8号（廃プラスチック類の焼却施設）、第13号の2（産業廃棄物の焼却施設）
(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
木くず、紙くず、繊維くず、廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、動植物性残さ、動物のふん尿、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、動物の死体、感染性廃棄物
2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間
(1) 縦覧の場所及び時間
ア 北海道空知支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで
イ 雨竜町役場住民課 午前9時から午後5時まで
(2) 縦覧の期間
平成13年12月14日から平成14年1月15日まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに北海道空知支庁にあっては平成13年12月29日から平成14年1月3日までの期間、雨竜町にあっては平成13年12月31日から平成14年1月5日までの期間を除く。）
3 意見書の提出
(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 068 - 8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁地域政策部環境生活課）に平成14年1月29日（火）までに到着するように提出すること。

- 4(1) 申請のあった年月日 平成13年11月21日
(2) 特定非営利活動法人の名称 サポートセンターポータルタウン
(3) 代表者の氏名 永野 謙
(4) 主たる事務所の所在地 札幌市東区北8条東1丁目3番15-302号
(5) 定款に記載された目的 この法人は、老人・障害者の自立支援、社会復帰等と、同じ目的で活動を行う団体・施設等への助言又は援助活動を通じて、地域の福祉に寄与することを目的とする。

- 5(1) 申請のあった年月日 平成13年11月27日
(2) 特定非営利活動法人の名称 当別エコロジカルコミュニティー
(3) 代表者の氏名 山本 幹彦
(4) 主たる事務所の所在地 北海道石狩郡当別町末広380番地 辻野グループビル内
(5) 定款に記載された目的 この法人は、当別町を主なフィールドとし、町内外の幅広く分野を越えたネットワークを大切にしながら持続可能な社会を実現するために、生涯学習の視点に立った環境教育事業やコミュニティーの環境の保全はもとより、まちづくりや子どもたちの健やかな自己を涵養する事業等を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

- 6(1) 申請のあった年月日 平成13年11月28日
(2) 特定非営利活動法人の名称 小樽体育協会
(3) 代表者の氏名 濱口 貞雄
(4) 主たる事務所の所在地 北海道小樽市入船3丁目8番23号
(5) 定款に記載された目的 この法人は、「健康都市小樽」「生涯スポーツ」を市民に浸透させ、誰もがスポーツに親しめる環境づくりをし、心身ともに明るく豊かで健康的な市民生活を営むことができることをめざすとともに、地域スポーツの振興と市民の健康増進に寄与することを目的とする。

- 7(1) 申請のあった年月日 平成13年12月4日
(2) 特定非営利活動法人の名称 えべつ市民活動サポートセンター
(3) 代表者の氏名 小玉 豊治

- 4(4) 主たる事務所の所在地 北海道江別市元町5番地35
(5) 定款に記載された目的 この法人は、市民や市民団体がより充実した活動をするために必要とされる情報や、活動の拠点となる「場」を提供し、その活動をサポートしながら市民参加による街づくりに寄与することを目的とする。

北海道告示第2078号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更（事業の種類の変更）の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 申請のあった年月日 平成13年10月17日
2 特定非営利活動法人の名称 ソニアルサポートセンター「アイビークラブ」
3 代表者の氏名 松井 鴻光
4 主たる事務所の所在地 札幌市中央区大通西19丁目2番1号 カネトモビル
5 定款に記載された目的 この法人は、地域社会の居住者に対し、町づくりと文化、福祉、保健、医療分野などを通じ高齢者が生涯生き甲斐をもち自立して暮らせる社会の確立に向けた支援活動を目的とする。

北海道告示第2079号

北海道告示第1993号（大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（変更）の届出）の内容について、届出者から届出の内容を訂正する旨の届出があったので、次のとおり訂正する。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

1の5のアの事項中

株式会社まるいと	帯広市西2条南8丁目20番地	代表取締役 高田 二郎
----------	----------------	-------------

有限会社エリアン	帯広市西18条南5丁目4番地27	代表取締役 河野 政雄
----------	------------------	-------------

に訂正する。

北海道告示第2080号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、北檜山町北檜山地区の換地計画を定めた。
その関係書類は、北海道檜山支庁に備え置いて、平成13年12月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第2081号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

成 果 の 名 称	調 査 を 行 っ た 者	調 査 を 行 っ た 地 域	調 査 を 行 っ た 期 間	認 証 年 月 日
生田原町 地籍図・地籍簿	紋別郡 生田原町	字安国の一 部	平成11年4月14日から 平成13年7月30日まで	平成13.12.7
浦幌町 地籍図・地籍簿	十勝郡 浦幌町	字万年の一 部	平成11年4月14日から 平成13年8月29日まで	同

北海道告示第2082号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の届出があった。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

共和土地改良区	就 任 年 月 日	理 事 ・ 監 事 の 別	氏 名	住 所
	平成13.11.26	理 事	西 本 親	岩内郡共和町国富454番地
幌加内土地改良区	就 任 年 月 日	理 事 ・ 監 事 の 別	氏 名	住 所
	平成13.11.20	理 事	山下 富士雄	雨竜郡幌加内町字沼牛
同	同	同	清 原 寛 司	字上幌加内
同	同	同	高 田 憲 司	字東栄
同	同	同	森 田 惣 一	字平和

同	同	同	宇 野 利 明	同	字弥運内				
同	同	同	中 村 雅 義	同	字雨煙内				
同	同	同	13.11.18	監 事	北 村 邦 昭	同	字平和		
同	同	同	退 任	同	中 工 藤 正 夫	同	字沼牛		
同	同	同	13.11.19	理 事	中 山 長 太 郎	同	字幌加内		
同	同	同	同	同	中 川 繁	同	字下幌加内		
同	同	同	同	同	加 藤 忠 男	同	字上幌加内		
同	同	同	同	同	森 田 惣 一	同	字平和		
同	同	同	同	同	山 下 富 士 雄	同	字沼牛		
同	同	同	同	同	宇 野 利 明	同	字弥運内		
同	同	同	同	同	高 田 憲 司	同	字東栄		
同	同	同	同	同	13.11.17	監 事	工 藤 正 夫	同	字沼牛
同	同	同	同	同	清 原 寛 司	同	字上幌加内		

北海道告示第2083号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、栗山土地改良区が新たに行う土地改良（南角田地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水））事業の施行の認可の申請を適当と決定した。
その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成13年12月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第2084号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、土別川土地改良区が管理する武徳頭首工に係る管理規程を認可した。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

認可した管理規程の概要
武徳頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第2085号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土別川土地改良区が管理する武徳ダムに係る管理規程の変更を認可した。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

認可した管理規程の概要
武徳ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第2086号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、美瑛川地区土地改良区連合から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

共和土地改良区
就任年月日 理事・監事の別氏 名 住 所
平成13. 9. 11 理 事 鹿 島 郁 夫 上川郡美瑛町字横牛第1

北海道告示第2087号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年12月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

共和土地改良区
地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所
新 湧 一般農道（広域関連） 北海道石狩支庁
美里別柬中 ため池等整備（土砂崩壊防止） 北海道十勝支庁

北海道告示第2088号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

家畜伝染病の種類 家畜の種類 患者・疑似患者の別 発生頭数 発 生 の 場 所 発 生 年 月 日
ヨ一ネ病 牛 患 畜 1 広尾郡大樹町字下大樹198番地 平成13.11. 1
同 同 同 1 阿寒郡阿寒町45線34番地4 同
同 同 同 1 寿都郡黒松内町西ノ沢153番地2 同 13.11. 2

同 同 同 2 紋別郡湧別町字計呂地333番地 同 13.11. 5

同 同 同 2 紋別郡白滝村字上白滝98番地の1 同

同 同 同 2 広尾郡忠類村字朝日211番地 同 13.11. 6

同 同 同 1 天塩郡天塩町字ウズメ3035番地の1 同 13.11. 7

同 同 同 1 中川郡幕別町字千住675番地 同 13.11. 8

同 同 同 1 同 字糠内347番地 同
同 同 同 2 広尾郡大樹町字生花179番地の3 同 13.11. 9

同 同 同 1 河西郡芽室町伏美15線41番地 同 13.11.13

同 同 同 3 標津郡中標津町字豊岡1528番地2 同 13.11.15

同 同 同 2 天塩郡幌延町字開達268番地の2 同 13.11.16

同 同 同 1 上川郡新得町字新得基線85番地 同 13.11.19

同 同 同 1 中川郡池田町字千代田697番地 同 13.11.20

同 同 同 1 江別市角山380番地 同
同 同 同 1 根室市齒舞2丁目179番地 同 13.11.26

同 同 同 1 新冠郡新冠町字里平53番地1 同 13.11.27

同 同 同 1 中川郡本別町押帯479番地の6 同 13.11.30

北海道告示第2089号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

1 保安林の所在場所 松前郡松前町字大津346（次の図に示す部分に限る。）、字二越342

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字二越³⁴²・字大津³⁴⁶（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2090号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 保安林予定森林の所在 場所

夕張市本町3丁目64の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、64の1・64の4・86の1・86の2・111の4（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、64の5、109、110、111の1、未広町2丁目13の3

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在 場所

石狩郡当別町字上当別3057の3・字茂平沢3936の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字上当別3057の3・字茂平沢3936の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在 場所

松前郡松前町字神明296地先・297地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所在 場所

島牧郡島牧村字本目326（国有林。次の図に示す部分に限る。）、325の1・325の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

第 3 2 3 号

北 道 道 告 示 第 2 0 9 2 号

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）	
5(1) 保安林予定森林の所在場所	寿都郡寿都町字磯谷町島古丹1484の2（国有林）、404・1431・1483（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、403
(2) 指 定 の 目 的	土砂の崩壊の防備
(3) 指 定 施 業 要 件	ア 立木の伐採の方法 （イ）主伐に係る立木の伐採を禁止する。 （イ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。）
6(1) 保安林予定森林の所在場所	常呂郡訓子府町字緑丘358の1（次の図に示す部分に限る。）
(2) 指 定 の 目 的	土砂の流出の防備
(3) 指 定 施 業 要 件	ア 立木の伐採の方法 （イ）次の森林については、主伐は、択伐による。 字緑丘358の1（次の図に示す部分に限る。） （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び訓子府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

7(1) 保安林予定森林の所在場所		勇払郡穂別町字豊田464の2・469の2・474の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
(2) 指 定 の 目 的	土砂の流出の防備	
(3) 指 定 施 業 要 件	ア 立木の伐採の方法 (イ) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。		
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。）		
北海道告示第2091号 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。 平成13年12月14日		
1 路 線 名	本別町道勇進道路線	北海道知事 堀 達 也
2 工 事 区 間	中川郡本別町西勇足260番地3番地先から 中川郡本別町美蘭別10番地1番地先まで	
3 工 事 の 種 類	改築	
4 工事完了の日	平成13年12月20日	
北海道告示第2092号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決した。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成13年12月14日		
1 道路の種類	道道	北海道知事 堀 達 也
2 路 線 名	上長和萩原線	

3	道路の区域	間	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
区	伊達市乾町79番地先から 伊達市乾町159番7地先まで	13.00mから 24.43mまで	395.00m	—	

北海道告示第2093号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 千歳鶴川線
- 3 道路の区域

変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
------------	-------	-----	-----------

前	14.50mから 27.00mまで	2,131.30m	一般国道235号 における53.00mの間
---	----------------------	-----------	--------------------------

鶴川町大成町1丁目2番地先まで

前	5.50mから 22.50mまで	569.71m	一般国道235号 における11.73mの間
---	---------------------	---------	--------------------------

勇払郡鶴川町花園町3丁目1番1地先から勇払郡鶴川町松風町3丁目90番地先まで

後	14.50mから 27.00mまで	2,131.30m	一般国道235号 における53.00mの間
---	----------------------	-----------	--------------------------

勇払郡鶴川町花園町3丁目1番1地先から勇払郡鶴川町大成町1丁目2番地先まで

後	5.50mから 22.50mまで	569.71m	一般国道235号 における11.73mの間
---	---------------------	---------	--------------------------

勇払郡鶴川町花園町3丁目1番1地先から勇払郡鶴川町松風町3丁目90番地先まで

後	18.00mから 31.00mまで	499.27m	一般国道235号 における11.67mの間
---	----------------------	---------	--------------------------

勇払郡鶴川町花園町3丁目1番1地先から勇払郡鶴川町松風町3丁目90番地先まで

北海道告示第2094号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 札幌 幌 夕 張 線	旭川市千代田3番26号地先から 夕張市若菜2番3号地先まで	平成13.12.14
道道 三 笠 栗 山 線	岩見沢市上志文町777番地先から 岩見沢市上志文町777番地先まで	同
道道 江 別 長 沼 線	岩見沢市上志文町814番2地先から 岩見沢市上志文町815番4地先まで	同
	江別市上江別61番2地先から 江別市上江別417番6地先まで	同 13.12.18

北海道告示第2095号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 鷹栖東鷹栖比布線	旭川市東鷹栖11線13号2520番5地先から 旭川市東鷹栖11線13号2520番22地先まで	平成13.12.14
	旭川市東鷹栖11線14号2506番10地先から 旭川市東鷹栖11線15号2524番17地先まで	同
	上川郡比布町789番4地先から 上川郡比布町1017番1地先まで	同

北海道告示第2096号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月14日

第 三 二 三 号

1	道路の種類	道道	北海道知事	堀	達也
2	路線名	計呂地若佐線			
3	道路の区域	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
	紋別郡湧別町字計呂地2278番1地先から紋別郡湧別町字計呂地2278番1地先まで		前	11.00mから13.60mまで	62.30m
			後	20.00mから29.94mまで	62.30m

北海道告示第2097号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月14日

1	道路の種類	道道	北海道知事	堀	達也
2	路線名	尾田豊頃停車場線			
3	道路の区域	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
	中川郡豊頃町薄別15番地先から中川郡豊頃町薄別15番地先まで		前	9.50mから35.00mまで	771.00m
			後	16.80mから46.80mまで	740.00m

北海道告示第2098号

平成13年北海道告示第1951号（道路の区域の変更及び供用の開始）の一部を次のように改正する。

平成13年12月14日

3の道路の区域の事項中、国道等との重複区間の欄「道道北見津別線における226.70mの間」を「道道訓子府津別線における226.70mの間」に改める。

北海道告示第2099号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成13年12月14日

1	河川の名	称	一級河川石狩川水系南校川	北海道知事	堀	達也
2	廃川敷地等が生じた年月日		平成13年12月14日			
3	廃川敷地等の位置		旭川市神楽5条13丁目456番73地先から463番5地先まで			
4	廃川敷地等の種類及び数量		土地 601.53m ²			

北海道告示第2100号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から起算し3週間、公衆の縦覧に供する。

平成13年12月14日

1	出願の年月日	平成13年9月28日	北海道知事	堀	達也
2	出願者				
(1)	名	称	北海道		
(2)	住	所	札幌市中央区北3条西6丁目		
(3)	代表者の氏名		北海道知事 堀 達也		
3	埋立区域		積丹郡積丹町大字日司町1番3、3番3、3番5及び47番2並びに大字入舸町20番4及び57番2地先の公有水面		
(1)	位	置			
(2)	区	域			

次のM1の地点とL7の地点とを結んだ線、L7の地点からL12の地点までを順次に結んだ線、L12の地点とL12Aの地点とを結んだ線、L12Aの地点とM7の地点とを結んだ線、M7の地点とM6の地点とを結んだ線、M6の地点とM5の地点とを結んだ線、M5の地点とM4の地点とを結んだ線、M4の地点とM3の地点とを結んだ線、M3の地点とM2の地点とを結んだ線及びM1の地点とM2の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

M1の地点

3級基準点H10No.2の地点（北緯43度21分27秒8066、東経140度28

分12秒2672 X = - 71.322.177、 Y = 17.836.676) から方向角313度41分05秒の方向74.73mの地点		
L 7 の地点	M 1 の地点から方向角17度59分44秒の方向10.02mの地点	
L 8 の地点	L 7 の地点から方向角388度47分27秒の方向2.80mの地点	
L 9 の地点	L 8 の地点から方向角19度25分20秒の方向8.03mの地点	
L 10 の地点	L 9 の地点から方向角110度04分20秒の方向2.80mの地点	Z 1 の地点
L 11 の地点	L 10 の地点から方向角20度14分02秒の方向21.62mの地点	
L 12 の地点	L 11 の地点から方向角26度48分09秒の方向40.58mの地点	Z 2 の地点
L 12 A の地点	L 12 の地点から方向角33度13分04秒の方向13.72mの地点	Z 3 の地点
M 7 の地点	L 12 A の地点から方向角194度21分59秒の方向29.17mの地点	Z 4 の地点
M 6 の地点	M 7 の地点から方向角201度22分27秒の方向20.02mの地点	Z 5 の地点
M 5 の地点	M 6 の地点から方向角207度53分36秒の方向20.04mの地点	Z 6 の地点
M 4 の地点	M 5 の地点から方向角211度02分42秒の方向4.47mの地点	Z 7 の地点
M 3 の地点	M 4 の地点から方向角237度40分13秒の方向1.64mの地点	Z 8 の地点
M 2 の地点	M 3 の地点から方向角218度54分56秒の方向15.41mの地点	R 9 の地点
B 区域	次のM 8 の地点とL 20 A の地点とを結んだ線、 L 20 A の地点とM 9 の地点とを結んだ線及びM 8 の地点とM 9 の地点とを結んだ線について囲まれた区域	R 8 の地点
M 8 の地点	3級基準点H10No. 3の地点 (北緯43度21分38秒5934、 東経140度28分23秒9763 X = - 70.988.653、 Y = 18.099.397) から方向角28度41分30秒の方向185.22mの地点	R 7 の地点
L 20 A の地点	M 8 の地点から方向角243度37分39秒の方向3.59mの地点	R 6 の地点
M 9 の地点	L 20 A の地点から方向角46度46分23秒の方向13.43mの地点	R 5 の地点
(3) 面 積	A 区域 590.20m ² B 区域 6.99m ² 計 597.19m ² (海浜地盛土 776.71m ²)	b 区域
4 埋立てに関する工事の施行区域		Z 9 の地点
(1) 位 置	積丹郡積丹町大字日司町1番3、3番3、3番5、47番2及び大字入舸町17番4、17番6、20番1、20番4、57番2、57番3、617番2地先並びに積丹郡積丹町大字日司町1番3、1番4、1番5、3番1、3番2、3番3、3番5、3番6、47番1、47番2、241番及び大字入舸町17番4、17番6、17番7、20番1、20番2、20番3、20番4、57番2、57番3、617番1、617番2	Z 10 の地点
(2) 区 域	次のZ 1 の地点からZ 8 の地点までを順次に結んだ線、 Z 8 の地点	Z 11 の地点
a 区域		Z 12 の地点
		Z 13 の地点
		Z 14 の地点
		Z 15 の地点
		Z 16 の地点

第 1 3 2 3 号

R 27 の地点	Z 16 の地点から方向角119度55分44秒の方向25.14 m の地点
R 26 の地点	R 27 の地点から方向角218度24分22秒の方向21.70 m の地点
R 25 の地点	R 26 の地点から方向角221度42分18秒の方向14.00 m の地点
R 24 の地点	R 25 の地点から方向角209度14分34秒の方向12.45 m の地点
R 23 の地点	R 24 の地点から方向角158度45分07秒の方向14.45 m の地点
R 22 の地点	R 23 の地点から方向角217度59分46秒の方向33.47 m の地点
R 21 の地点	R 22 の地点から方向角230度03分09秒の方向29.74 m の地点
(3) 面 積	a 区域 6,239.47 m ²
	b 区域 3,967.07 m ²
	計 10,206.54 m ²
5 埋立地の用途	道路施設用地

北海道告示第2101号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

1 (1) しゅん功認可の年月日 平成13年12月5日

(2) しゅん功認可を受けた者

ア氏名又は名称 余市町

イ住 所 余市郡余市町朝日町26番地

ウ代表者の氏名 余市町長 大谷 寛

(3) 埋立区域

ア位 置 余市郡余市町入舟町1番1、1番3、2番2、5番2、浜中町4番1及び5番地先の公有水面

イ区 域

A区域

次のA1の地点からA11の地点までを順次に結んだ線及びA1の地点とA11の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

A1の地点 図根点W9（北緯43度11分47秒062、東経140度47分27秒

484）から方向角54度26分07秒の方向81.57 m の地点

A2の地点 A1の地点から方向角80度35分59秒の方向22.78 m の地

点

A3の地点 A2の地点から方向角350度35分41秒の方向1.65 m の地

点

A4の地点 A3の地点から方向角64度11分44秒の方向33.01 m の地

点

A5の地点 A4の地点から方向角154度11分03秒の方向25.99 m の地

点

A6の地点 A5の地点から方向角244度11分00秒の方向58.55 m の地

点

A7の地点 A6の地点から方向角333度38分17秒の方向5.04 m の地

点

A8の地点 A7の地点から方向角256度29分32秒の方向7.36 m の地

点

A9の地点 A8の地点から方向角310度13分41秒の方向3.99 m の地

点

A10の地点 A9の地点から方向角21度50分17秒の方向14.49 m の地

点

A11の地点 A10の地点から方向角294度12分01秒の方向7.59 m の地

点

B区域

次のB1の地点からB32の地点までを順次に結んだ線及びB1の地点とB32の地点とを結んだ線によって囲まれた区域から岩礁部を除いた区域

B1の地点 図根点W9（北緯43度11分47秒062、東経140度47分27秒

484）から方向角79度52分41秒の方向99.98 m の地点

B2の地点 B1の地点から方向角199度16分06秒の方向5.00 m の地

点

B3の地点 B2の地点から方向角154度10分58秒の方向113.43 m の

地点

B4の地点 B3の地点から方向角109度09分37秒の方向5.00 m の地

点

B5の地点 B4の地点から方向角64度11分53秒の方向35.93 m の地

点

B6の地点 B5の地点から方向角19度09分37秒の方向5.00 m の地点

B7の地点 B6の地点から方向角154度10分52秒の方向63.53 m の地

点

B8の地点 B7の地点から方向角94度44分35秒の方向11.61 m の地

点

B9の地点 B8の地点から方向角334度10分02秒の方向4.20 m の地

点	B 9 の地点から方向角64度10分35秒の方向46.10mの地点	B 27の地点	B 26の地点から方向角290度25分16秒の方向26.30mの地点
B 10の地点	B 10の地点から方向角154度10分23秒の方向4.20mの地点	B 28の地点	B 27の地点から方向角293度50分20秒の方向22.73mの地点
B 11の地点	B 11の地点から方向角64度11分12秒の方向34.90mの地点	B 29の地点	B 28の地点から方向角288度52分03秒の方向17.60mの地点
B 12の地点	B 12の地点から方向角154度11分13秒の方向92.00mの地点	B 30の地点	B 29の地点から方向角297度50分03秒の方向55.13mの地点
B 13の地点	B 13の地点から方向角64度22分24秒の方向12.02mの地点	B 31の地点	B 30の地点から方向角324度39分09秒の方向46.60mの地点
B 14の地点	B 14の地点から方向角217度36分01秒の方向18.90mの地点	B 32の地点	B 31の地点から方向角333度37分20秒の方向86.18mの地点
B 15の地点	B 15の地点から方向角213度16分08秒の方向20.00mの地点	C 区域	次のC 1の地点からC 5の地点までを順次に結んだ線及びC 1の地点とC 5の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
B 16の地点	B 16の地点から方向角208度51分35秒の方向19.99mの地点	C 1の地点	図根点W 9（北緯43度11分47秒062、東経140度47分27秒484）から方向角130度40分39秒の方向395.64mの地点
B 17の地点	B 17の地点から方向角204度25分41秒の方向14.99mの地点	C 2の地点	C 1の地点から方向角222度55分17秒の方向28.27mの地点
B 18の地点	B 18の地点から方向角318度23分21秒の方向10.53mの地点	C 3の地点	C 2の地点から方向角9度36分16秒の方向11.27mの地点
B 20の地点	B 19の地点から方向角256度36分27秒の方向5.61mの地点	C 4の地点	C 3の地点から方向角84度51分16秒の方向4.24mの地点
B 21の地点	B 20の地点から方向角343度40分34秒の方向5.41mの地点	C 5の地点	C 4の地点から方向角353度21分03秒の方向8.81mの地点
B 22の地点	B 21の地点から方向角339度05分36秒の方向54.70mの地点	ウ 面 積	A 区域 1,645.80㎡ B 区域 10,176.69㎡ C 区域 132.76㎡ 計 11,955.25㎡
B 23の地点	B 22の地点から方向角313度36分54秒の方向3.22mの地点	(4) 免許年月日及び番号	平成元年5月25日 砂防第3035号指令
B 24の地点	B 23の地点から方向角270度00分00秒の方向1.02mの地点	(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	余市町
B 25の地点	B 24の地点から方向角328度50分02秒の方向11.65mの地点	2 (1) しゅん功認可の年月日	平成13年12月5日
B 26の地点	B 25の地点から方向角288度36分04秒の方向9.81mの地点	(2) しゅん功認可を受けた者	余市町
		ア 氏名又は名称	

第 1 3 2 3 号

北 海 道 公 報

イ 住 所 ウ 代 表 者 の 氏 名 (3) 埋 立 区 域 ア 位 置 イ 区 域	余市郡余市町朝日町26番地 余市町長 大谷 寛
	余市郡余市町入舟町1番1、2番2及び5番2地先の公有水面 次のD1の地点からD8の地点までを順次に結んだ線及びD1の地点とD8の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
	D1の地点 図根点W9 (北緯43度11分47秒062、東経140度47分27秒484) から方向角107度27分24秒の方向311.38mの地点
	D2の地点 D1の地点から方向角64度18分03秒の方向0.18mの地点
	D3の地点 D2の地点から方向角154度14分15秒の方向10.89mの地点
	D4の地点 D3の地点から方向角153度17分45秒の方向28.00mの地点
	D5の地点 D4の地点から方向角127度47分02秒の方向39.53mの地点
	D6の地点 D5の地点から方向角218度03分19秒の方向14.00mの地点
	D7の地点 D6の地点から方向角128度03分18秒の方向12.90mの地点
	D8の地点 D7の地点から方向角244度22分19秒の方向11.29mの地点
ウ 面 積	516.27㎡
	(4) 免許年月日及び番号 平成11年7月9日 砂防第25 - 6号指令
	(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 余市町
北海道告示第2102号 都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。 その関係書類は、北海道帯広土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成13年12月14日 北海道知事 堀 達 也	
1 都市計画事業の種類及び名称 2 施行者の名称 3 事務所の所在地及び名称 4 事業地の所在 収 用 の 部 分 帯広圏都市計画道路事業（3・3・8号弥生通、3・3・6号大通及び3・1・1号東大通） 北海道 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所 平成8年建設省告示第2187号の事業地のうち帯広市東4条南26丁目地内において事業地を変更する。	
北海道上川支庁告示第45号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年12月14日 北海道上川支庁長 馬 籠 久 夫	
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 3 開発許可年月日及び番号 上川郡鷹栖町南2条1丁目742 - 4、742 - 124 上川郡鷹栖町13線16号1番地 専証寺 代表役員 打本 厚史 平成13年9月11日 上建設第13 - 11号	
北海道胆振支庁告示第21号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年12月14日 北海道胆振支庁長 天 谷 直 純	
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 3 開発許可年月日及び番号 虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町189番 ほか8筆（第一工区） 虻田郡虻田町字栄町58番地 長崎 良夫 平成13年3月13日 胆建指第12 - 16号	
胆振支庁上川教育委員会 北海道教育庁上川教育局告示第14号	

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年12月14日

北海道教育庁上川教育局長 河村 猛 将

- 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) 物品等の名称（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ
(2) 物品等の数量（3式）
ア 一式 42台 北海道鷹栖高等学校
イ 一式 32台 北海道風連高等学校
ウ 一式 7台 北海道旭川豊学校
落札を決定した日
平成13年11月21日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 日立キャピタル株式会社
(2) 住 所 東京都港区西新橋二丁目15番12号
- 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）
月額 356,400円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の告示
平成13年北海道教育庁上川教育局告示第11号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係
(2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目303番地

北海道選挙管理委員会告示第169号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成13年12月14日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

「老人短期入所施設在宅複合型施設こうじゅ」
同 亀田町7番1号 平12. 6.13
を

小樽市特別養護老人ホームやすらぎ荘
小樽市オモタイ1丁目20の18 57.12. 8
同 亀田町7番1号 平12. 6.13
「老人短期入所施設在宅複合型施設こうじゅ」
ケアハウス菜の花 同 宝来町14番26号 平13.12. 4 に改める。
小樽市特別養護老人ホームやすらぎ荘 小樽市オモタイ1丁目20の18 57.12. 8
小樽市オモタイ1丁目20の18 57.12. 8

北海道選挙管理委員会告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項、第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項の規定により、平成13年12月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1及び3分の1の数は、次のとおりである。

平成13年12月14日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

1 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1及び3分の1の数	50分の1の数	92,148	3分の1の数	1,535,799
2 北海道議会議員の選挙区域内の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数	石狩支庁所管区域	22,452	札幌市東区	67,363
	渡島支庁所管区域	47,405	札幌市白石区	54,501
	檜山支庁所管区域	15,065	札幌市厚別区	33,772
	後志支庁所管区域	30,824	札幌市豊平区	56,096
	空知支庁所管区域	54,636	札幌市清田区	27,985
	上川支庁所管区域	30,172	札幌市南区	41,609
	留萌支庁所管区域	10,260	札幌市西区	54,920
	宗谷支庁所管区域	9,789	札幌市手稲区	35,554
	網走支庁所管区域	41,564	函館市	78,365
	胆振支庁所管区域	19,136	小樽市	41,898
	日高支庁所管区域	22,921	旭川市	98,535
	十勝支庁所管区域	50,233	室蘭市	28,874
	釧路支庁所管区域	22,483	釧路市	51,675
	根室支庁所管区域	13,826	帯広市	46,114
	札幌市中央区	50,020	札幌市中央区	29,848
	札幌市北区	70,609	札幌市北区	22,802

網走市 11,271 根室市 8,911
留萌市 7,750 千歳市 23,246
苫小牧市 45,489 滝川市 12,675
稚内市 11,788 深川市 7,487
美唄市 8,519 富良野市 6,915
江別市 31,982 登別市 15,056
紋別市 7,634 恵庭市 16,977
士別市 6,361 伊達市 9,781
名寄市 7,387 北広島市 15,279

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内の選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域
50分の1の数 8,614
3分の1の数 143,553
北海道警察旭川方面本部管轄区域
50分の1の数 12,120
3分の1の数 201,996
北海道警察釧路方面本部管轄区域
50分の1の数 11,595
3分の1の数 193,241
北海道警察北見方面本部管轄区域
50分の1の数 5,419
3分の1の数 90,316

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第100号

平成11年北海道公安委員会告示第34号（風俗営業の営業時間の特例の日の指定）の一部を次のように改正する。
平成13年12月14日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

1	27、28、29	帯 広 氷 祭 り	帯 広 市
2	7、8、9、10、11、12、13	さ っ ぽ る 雪 ま つ り	札 幌 市

表中		を	
2	10、11、12、13、14	旭 川 冬 ま つ り	旭 川 市
2	10、11、12、13	オホーツク流氷まつり	網 走 市

1	26、27、28	帯 広 氷 ま つ り	帯 広 市
2	6、7、8、9、10、11、12	さ っ ぽ る 雪 ま つ り	札 幌 市
2	8、9、10、11、12	旭 川 冬 ま つ り	旭 川 市
2	9、10、11、12	オホーツク流氷まつり	網 走 市

規 則 條 本 臨 市 長

北海道警察本部告示第169号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年12月14日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成13年12月14日に一般競争入札の公告を行う警察音楽隊用音

響機器の賃貸借契約

(2) 資 格 警察音楽隊用音響機器の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

警察音楽隊用音響機器の賃貸借

(3) 物 品 等 の 種 類 警察音楽隊用音響機器の賃貸借

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと

と。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 道税を滞納している者でないこと。 (5) 平成13年12月1日現在において、音響機器の賃貸事業を営んでいること。 (6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (7) 調達物品の保守点検が可能な者であること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成13年12月14日から25日までの間にしなければならない。 (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課 イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作	成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道警察本部告示第170号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成13年12月14日 北海道警察本部長 山田 高 廣 1 入札に付する事項 (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量 警察音楽隊用音響機器 一式（1月当たりの単価） (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成14年2月1日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成19年1月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納入場所 北海道警察本部総務部広報課 2 入札に参加する者に必要な資格 平成13年北海道警察本部告示第169号に規定する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (2) 入札日時 平成14年1月9日 午前10時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 入札保証金は、免除する。
--	--

第 三 二 三 号

報 告 公 開 海 北

6	郵便等による入札	
	(1) 郵便による入札は、認めない。	
	(2) 電報による入札は、認めない。	
	7 入札説明書の交付に関する事項	
	(1) 交 付 場 所	北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
	(2) 交 付 方 法	(1)の場所 で交付する。
	8 落札者の決定方法	
	北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)	第151条第1項の規定により定めた予定価格 (1月当たりの単価) の制限の範囲内で最低の価格 (1月当たりの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。)
	9 契約書作成の要否	要
	10 そ の 他	

石狩後志海区漁業調整委員会指示第2号	
石狩及び後志支庁管内沖台海域において、いかなる又はおきあみをとることを目的とする漁業 (漁業法 (昭和24年法律第267号) 第10条の規定に基づく共同漁業権漁業並びに漁業法第66条及び北海道海面漁業調整規則 (昭和39年北海道規則第132号) 第5条の規定に基づく知事許可漁業を除く。以下「この漁業」という。)	
の操業について、同法第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。	
平成13年12月14日	
1 指示区域	石狩・後志支庁管内共同漁業権漁場区域内とする (別記のとおり)。
2 操業の承認	この漁業の操業をしようとする者は、石狩後志海区漁業調整委員会 (以下「本委員会」という。) に、いかなるご・おきあみ漁業承認申請書 (別記第1号様式) を提出し、承認を受けなければならない。
3 承認の対象者	この漁業の承認の対象者は、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する者とする。
(1) 前年度、前項1の指示区域内において、この漁業を操業した実績を有する者	
(2) (1)に定める者のほか、本委員会が事情やむを得ないものと認めた者	
4 小型定置網漁業等の保護	小型定置網漁業、定置網漁業及び底建網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から300メートル以上離れて操業しなければならない。
5 漁獲物の陸揚げ	この漁業の承認を受けた者は、別に定める承認証 (別記第2号様式) に記載した陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、天災その他やむを得ない場合又は本委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
6 操業期間	2月1日から6月30日まで
7 承認証等の携帯義務	この漁業の承認を受けた者は、操業に際し承認証を携帯するほか別に定める別記第3号様式による船体表示をしなければならない。
8 操業協定の締結	承認を受けた者は、他種漁業を営む者との間で操業協定を締結しなければならない。ただし、操業協定を締結しなくても操業秩序が維持される等特別の事情があると本委員会が認めた場合は、この限りでない。
9 指導事項の遵守	

前各項に定めるもののほか、本委員会がこの漁業の操業に関し、必要な事項を指摘したときは、これに従わなければならない。

10 漁獲成績報告書の提出

承認を受けた者は、漁業終了後速やかに別に定める漁獲成績報告書（別記第6号様式）を本委員会に提出しなければならない。

11 指示の有効期間

この指示の有効期間は、1月1日から12月31日まで

附 則

この指示は、平成13年12月14日から施行する。

別 記

石狩・後志支庁管内共同漁業権漁場区域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20及び基点第20号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第1号 増毛町と浜益村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第2号 浜益村と厚田村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第3号 国土地理院三角点知狩から224度55分45秒245.74メートルの点
- 基点第4号 国土地理院三角点樽川から242度36分33秒468.64メートルの点
- 基点第5号 北海道水産部三角点水T4から53度24分50秒333.87メートルの点
- 基点第6号 小樽市と余市町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第7号 余市町と古平町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第8号 北海道水産部三角点水15
- 基点第9号 国土地理院三角点幌武意から328度32分56秒77.03メートルの点
- 基点第10号 国土地理院三角点武威ノ岬から93度33分43秒2.571.26メートルの点
- 基点第11号 北海道水産部三角点水T2
- 基点第12号 積丹町と神恵内村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第13号 神恵内村と泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第14号 泊村大字孟村と大字泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第15号 岩内町と蘭越町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第16号 国土地理院三角点弁慶岬
- 基点第17号 寿都町と島牧村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第18号 島牧村字豊浜と字大平の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第19号 北海道三角点N35
- 基点第20号 島牧村と瀬棚町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

- 点1 基点第1号から297度10分00秒20.000メートルの点
- 点2 基点第2号から272度00分00秒20.000メートルの点
- 点3 基点第3号から307度30分00秒30.000メートルの点
- 点4 基点第4号から332度30分00秒32.000メートルの点
- 点5 基点第5号から352度30分00秒20.000メートルの点
- 点6 基点第6号から357度30分00秒20.000メートルの点
- 点7 基点第7号から8度00分00秒20.000メートルの点
- 点8 基点第8号から359度00分00秒20.000メートルの点
- 点9 基点第9号から352度30分00秒20.000メートルの点
- 点10 基点第10号から327度30分00秒20.000メートルの点
- 点11 基点第11号から312度30分00秒20.000メートルの点
- 点12 基点第12号から296度30分00秒20.000メートルの点
- 点13 基点第13号から247度30分00秒10.900メートルの点
- 点14 基点第14号から247度30分00秒10.900メートルの点
- 点15 基点第15号から287度30分00秒10.900メートルの点
- 点16 基点第16号から352度30分00秒10.900メートルの点
- 点17 基点第17号から310度37分00秒10.900メートルの点
- 点18 基点第18号から322度30分00秒10.900メートルの点
- 点19 基点第19号から322度30分00秒10.900メートルの点
- 点20 基点第20号から297度30分00秒10.900メートルの点

北海道漁業調整委員会

釧路十勝海区漁業調整委員会指示第2号

けがに資源の保護を図るため漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、同法第52条に基づく農林水産大臣の許可を受けて漁業を営む場合、北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号。以下「規則」という。）第5条第17号の規定により北海道知事の許可を受けて漁業を営む場合及び同規則第45条の規定により北海道知事の許可を受けてけがにを採捕する場合は、この限りでない。

平成13年12月14日

釧路十勝海区漁業調整委員会会長 花 川 俊 雄

1 指示海域

次の基点第1号と点1及び点2を順に結び線及び点2から162度30分の線と広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線との間における釧路及び

十勝支庁管内沖合海域

基点第1号 根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から179度26分、100メートルの点

点2 点1から181度40分、7,000メートルの点

2 指示期間

平成14年1月1日から12月31日まで

3 指示内容

甲長8センチメートル以上のけがにの雄が採捕されたときは、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならない。